

2019年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【民法問題】

以下の〔事実〕を読んで、〔設問1〕から〔設問4〕までに答えなさい。なお、解答に際しては、平成29年改正民法\*と改正前民法\*のどちらに依拠しても評価は変わらないものとする。

※平成29年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）」により改正された民法を「平成29年改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」と呼びます。

### 〔事実〕

2017年4月1日、ディーラーA（以下「A」という。）は、自動車修理工場兼販売店B（以下「B」という。）との間で、甲自動車（以下「甲」という。）について売買契約を締結した。その内容は、Bは分割払いによりAに代金を支払い、他方、AはBに甲を契約時に引き渡すものの、代金の完済までは甲の所有権を留保するというものであった。ところが、同年4月15日、甲の引渡しを受けたBは、甲を買いたいと言う購入者C（以下「C」という。）との間で甲の売買契約を締結し、その際、甲の登録名義はAのままだが、Cに対して、Bの責任ですぐにC名義にするとの約束をした。Cは、その約束を信じて、同日、甲の代金全額の支払いと引き換えに、甲の引渡しを受け、翌日から、甲の利用を開始した。ところが、経営状態の悪いBは、Aへの代金の支払いを遅滞したあげく、同年10月1日事実上倒産してしまったので、翌日、Aは、留保しておいた所有権に基づき、仮処分決定を得て執行し、Cから甲を引き揚げてしまった。Cは、この時初めて、甲がBの所有であったことはなく、ずっとA所有であったことに気が付いた。そこで、Cは、Bに対して、支払った代金の返還を求めることを考えている。

なお、甲は動産だが、登録自動車なので、即時取得は成立しない。また、Aは、Bに対する転売承諾をしておらず、Aの留保していた所有権による甲の引揚げには問題はないものとする。さらに、BによるCに対する詐欺についても論じる必要がないものとする。

### 〔設問1〕

下線部の用語に関して、その意味を簡単に説明しなさい。

〔設問 2〕

Cが、Bに対して、契約を解除して支払った代金の返還を求める場合の法的根拠と法的効果について説明しなさい。なお、Cによる損害賠償請求権については検討する必要はない。

〔設問 3〕

〔設問 2〕でCがとった方法が有効であることを前提に、BはCに対して甲の返還を求めてきたとする。Bの主張の根拠を明らかにし、これに対して、Cの反論としてどのようなものが考えられるか、また、Cの反論は認められるか説明しなさい。

〔設問 4〕

Bは、〔設問 2〕でCが求める代金の返還には応じたが、甲の引渡し後・解除前のCによる甲の使用利益の返還を求めてきたとする。これに対して、Cの反論としてどのようなものが考えられるか、また、Cの反論は認められるか説明しなさい。

## B日程 民法：出題趣旨・解説・講評

### 1. 出題趣旨

最判昭5 1・2・13（民法判例百選Ⅱ〔第8版〕45番）の事案を素材にしなが  
ら、同事案で争点となった点や前提として問題となる点を取り上げ、それを設問化し  
たものである。ただし、争点となった点には、改正民法で大きく変わるものが含まれ  
るので、改正前・後のいずれの解答でも可とした。

### 2. 解説

出題文言および**[事実]**は問題文記載の通りである。

#### 〔設問1〕

下線部の用語に関して、その意味を簡単に説明しなさい。

即時取得は、動産について権利（典型例：所有権）を有しない前主との取引行為に  
より、その動産の占有を始めた者が、平穩・公然・善意・無過失の場合に、その動産  
について権利（典型例：所有権）を取得する制度である（民法<以下断らない限り、  
民法とは「改正民法」である>192条）。その結果、仮にCについて即時取得が成立  
すれば、甲の所有権を有さないBから甲を譲渡された場合、甲の所有権はCに帰属す  
る。なお、自動車は道路運送車両法により登録（車両ナンバー）を受けていれば、民  
法192条による即時取得の適用はないとする判例（最判昭6 2・4・24）が、こ  
の設問の大前提である。

#### 〔設問2〕

Cが、Bに対して、契約を解除して支払った代金の返還を求める場合の法的根拠  
と法的効果について説明しなさい。なお、Cによる損害賠償請求権については検討  
する必要はない。

#### <改正民法による解答>

1) 甲の所有権は、B・C間の売買における売主のBにはなく、「他人」であるAに  
留保されているところ、Bは、Aから甲の所有権を取得してCに移転する義務を負う  
（民法561条）。しかし、Aからの甲の引揚げにより、Cは、甲の所有権を喪失した  
が、この引揚げ自体には何も問題がないとされている。とすれば、Cは、債務の全部  
が履行不能だとして、民法542条1項1号により、無催告で、B・C間の契約を解  
除することができる。この場合、Cの善意・悪意は問題とされないし、また、Bの帰  
責事由も要件とされない。

2) このように、Cは契約解除ができるが、解除の意思表示をした（民法540条）

結果、Bは、民法545条1項本文による「原状回復」義務を負う。ところで、直接効果説（通説・判例＜大判大8・4・7など＞）によれば、契約による債務関係は遡及的に消滅し、Cには、受領した代金について、「不当利得」（民法703・704条）として返還義務が生じる。

3) そこで、不当利得と原状回復義務の関係であるが、給付不当利得の場合、判例（最判昭34・9・22）によれば、原状回復義務は不当利得返還義務の特則とされる。本問は給付不当利得のケースであるが、民法545条の原状回復義務を負い、民法703・704条は適用されない。仮にBが善意者でも、利得返還の範囲は縮減されず、受け取った代金全部の返還義務を負う。

<旧法による解答>（上記1）のみ以下の解答が代替可）

1) 甲の所有権は、B・C間の売買における売主のBではなく、「他人」であるAに留保されているところ、Bは、Aから甲の所有権を取得してCに移転できなかった。しかし、Aからの甲の引揚げにより、Cは、甲の所有権を喪失したが、この引揚げは仮処分決定によるもので、何も問題がない。とすれば、そこで、Cは、旧法561条（他人物売買における売主の担保責任）を根拠として、B・C間の契約を解除することができる。この場合、Cの善意・悪意は問題とならず、また、債務不履行責任の場合と異なり、Bの帰責事由も問題とせずに解除できる（①）。

（または）

甲の所有権は、B・C間の売買における売主のBではなく、「他人」であるAに留保されているところ、Bは、Aから甲の所有権を取得してCに移転できなかった。Cは、債務不履行（履行不能）であるとして、旧法543条に基づき、無催告で、B・C間の契約の解除をすることができる。この場合、Cの善意・悪意は問題とならないが、売主の担保責任の場合と異なり、Bが、自らに帰責事由がないことを証明できれば、解除はできない（②）。（なお、以上の①の②のどちらでも良い。）

### 〔設問3〕

〔設問2〕でCがとった方法が有効であることを前提に、BはCに対して甲の返還を求めてきたとする。Bの主張の根拠を明らかにし、これに対して、Cの反論としてどのようなものが考えられるか、また、Cの反論は認められるか説明しなさい。

1) 上記のように、545条1項本文により、契約解除の効果として、当事者は、原状回復義務を負う。売買契約では、売主・買主双方が原状回復義務を負うので、CはBに代金の返還を求めることができる一方、BはCに甲の返還を求めることができる。この場合、代金債務と同様に、仮にCが善意者でも、原則として、利得返還の範囲は縮減されないし、また受け取った原物が現存し返還可能なら、その物自体の返還義務を負う。

2) しかし、Bによる甲の返還請求に対して、Cは、次のように反論できる。つまり、甲は、Aによる引揚げにより、いわば「滅失」しており、原物返還は不能である。そこで、現物返還に代わる価格返還が問題となるが、価格返還にしても、「滅失」の帰責事由はBにある(=Aに対する代金不払い)から、Cは価格返還の義務も負わない、と。そして、最判昭51・2・13(民法判例百選Ⅱ[第8版]45番)は、返還不能が、Bの帰責事由により「生じたものであるときは、給付受領者」(=C)は、「目的物の返還に代わる価格返還の義務を負わない」、とする。本問も、上記判例と同様であり、Cの反論は可能であるだけでなく、成功すると考えられる(以上①)(以下の②と①のどちらでも良い)。

3) また、Cの反論について、仮に旧法536条(危険負担)の類推適用から説明する場合には、次のような説明になる。つまり、本問では、旧法536条2項前段が適用される。というのは、債務(=甲の返還債務)者であるCに帰責事由がなく、かつ、債権(=甲の返還債権)者であるBに帰責事由がある場合だからである。その結果、C(債務者)の債務は履行不能となり(債務は消滅し<=旧法>)、Cは、B(債権者)に対して、返還すべきもの(甲)に代わる価格を返還する(=価格返還をする)必要もない。この反論は、上記判例の通りではないが有力説であり、成功すると考えられる。ちなみに、Cの債務が消滅したとしても、Cは、反対給付を受ける権利は失わないから、既に支払った代金の返還は請求できる(以上②)(以上の①と②のどちらでも良い)。

#### 〔設問4〕

Bは、〔設問2〕でCが求める代金の返還には応じたが、甲の引渡し後・解除前のCによる甲の使用利益の返還を求めてきたとする。これに対して、Cの反論としてどのようなものが考えられるか、また、Cの反論は認められるか説明しなさい。

1) Bは、Cによる甲の「使用利益」の返還を求めているが、これに対して、次の2つの反論がありうる(内田貴『民法Ⅱ』<第3版>605頁以下)。

第1に、使用利益とは、物の利用の対価であり、「果実」である。双方既履行の売買契約においては、民575条(果実の帰属及び代金の利息の支払)の類推適用がある、と反論できる。つまり、Cは代金全額をBに支払い済みであり、この代金をBが保持している間(=Bによる代金の受領から解除までの間)の利息を得ていることになる。これに対して、Cの使用利益(=Cによる甲の受領から解除までの間)は果実であるから、利息と果実は「対当額」として精算され、CはBに果実である使用利益は返還する必要はない、との反論が可能である(以上①)(以下の②と①のどちらでも良い)。

第2の反論は次のようなものである。そもそも、解除の結果、使用利益の返還を受けうるのは、使用権能が帰属する売主の場合である。仮に、Bが、Cから使用利益が

返還されても、所有権を留保していたAからの請求により、Bは、使用利益を保持できる地位にない。つまり、Bは所有者でなく、その結果、使用権能が帰属しないBには、そもそも損失がない（＝上記最判昭5 1・2・13の原審の立場）から、CはBに使用利益を返還する必要はない、との反論が可能である（以上②）（以上の①と②のどちらでも良い）。

2) しかし、結局、上記最判昭5 1・2・13によれば、原状回復により、「当該契約に基づく給付がなかったと同一の財産状態を回復させる」には、使用利益、つまり買主Cが引渡を受けてから「解除までの間目的物」の甲を「使用したことによる利益」も返還させる必要がある。仮に、Bが「使用権限を取得できなかった」（＝甲の所有者となれなかった）としても、また、Cから「返還された使用利益の究極的には正当な権利者」であるAからの請求により保持しえないとしても、こうした原状回復義務の内容は変わらない、とされる。同判例の考え方に従うなら、Cの反論は成功せず、CはBに使用利益を返還しなければならないことになる。

### 3. 講評

設問1に対する解答は、基礎的用語だけに良く出来ていたが、設問2以下（特に設問3・4）は、民法判例百選に掲載されている判例そのものの事案であるが、比較的出来が良くなかった。なお、出題者が気にする割には、改正民法に基づき解答した者は少なかったように思われる。

以上